

## 令和4年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議概要

日 時：令和4年9月9日（金）～令和4年9月22日（木）【書面決議】

審 議 者：神原会長、松隈委員、岡委員、穴見委員、小路口委員、樋口委員、紫藤委員、宮崎委員、  
藏守委員 以上9名

事 務 局：吉本課長補佐、石丸、渡邊

### 諮問案件の審議

#### 【諮問案件】

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

実施機関：健康福祉部保健所保健予防課

—委員の方々に資料を送付し、以下の質疑応答があった—

(A委員) 諮問案件の番号は3829号になっているが、送付されてきた資料中の諮問書は3822号になっている。送付されてきた諮問書に対する質問でいいか。

(事務局) 諮問書の3822号が正しい番号で、質問票及び表決書の番号は誤りである。送付した諮問書の3822号に対する質問書として受領する。

(A委員) 前の委託先である事業者が指名停止処分になったとのことだが、その内容は個人情報の取扱いと関連するものなのか。仮に関連する場合、新事業者についてその関連する問題はないと考えてよいか。

(実施機関) 従前の委託業者の指名停止の理由は、個人情報の取扱いとは関係がない。国内のある入札において、当該事業者が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、久留米市でも指名停止となっているものである。そのため、新事業者についてこれに関連する問題はない。

(B委員) 「本業務を受託していた事業者が指名停止処分を受けた」とあるが、何か個人情報の漏洩等の事故が起きたことによるものか。

(実施機関) 従前の委託業者の指名停止の理由は、個人情報の取扱いとは関係がない。国内のある入札において、当該事業者が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、久留米市でも指名停止となっているものである。

(B委員) 堅固なセキュリティが施されていても、情報の漏洩事件のニュースをよく耳にする。そのような事態が起こらぬよう十分な配慮をお願いしたい。

(C委員) 提供する個人情報のうち、性別についてはどのような必要性があるのか。

(実施機関) 国の統一様式である新型コロナワクチン接種の予診票に性別記入欄があり、記入の必

要性があるため、性別の情報を入れている。

(D委員) 従前の業者の指名停止処分の理由は何か。諮問の際は個人の権利利益の侵害の恐れはないとの説明だったが、そこに影響するような内容か。

(実施機関) 従前の委託業者の指名停止の理由は、個人情報の取扱いとは関係がない。国内のある入札において、当該事業者が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、久留米市でも指名停止となっているものである。個人の権利利益の侵害のおそれに影響するような内容ではない。

(D委員) 業務終了後のデータについて、「データセンターではデータ処理後、工場では発送後、市の任意のタイミングで速やかに消去する」とあるが、市が業者に消去の指示をするということか。

(実施機関) データが不要となった段階で、市から消去の指示をする。処理を行ったPCについて、データを消去した記録(ログ)を提出させる。

(E委員) 具体的な流れについて、受託者データセンターから工場(福岡)への社内回線を使用したデータ送信の安全性は確保できているのか。

(実施機関) 受託者内でのデータの受け渡しはインターネットから切り離された社内の専用回線を利用する。外部からの接続はできないため、高度なセキュリティが確保されている。

(E委員) データセンター及び工場での業務終了後のデータ消去について、確実に消去したという信頼性は。何か確認をされるのか、又は契約書に盛り込むだけなのか。

(実施機関) 処理を行ったPCについて、データを消去した記録(ログ)を提出させ、データが消去されたことを確認する。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

以上